



# 鏡支所だより

—第179号—  
発行日 令和4年3月1日  
発刊 八代市鏡支所  
編集 鏡支所地域振興課  
TEL 52-2131



## 鏡支所管内の人の動き（1月末現在）

		( )は前月比
【世帯数】	5,936	世帯 (-13)
【人口数】	14,054	人 (-24)
男	6,600	人 (-7)
女	7,454	人 (-17)

## 新防災システムの登録はお済みですか？

### ◆防災アプリ「@infoCanal(アットインフォカナル)」

スマホアプリ「@infoCanal(アットインフォカナル)」では、防災情報などをアプリで確認することができます。地域別で配信しますので、必要な地域の情報だけを受け取ることができます。

登録はこちらから



Apple Store用



Google Play用



### ◆登録制メール(地域別の情報発信)

登録されたメールアドレスにメールを配信します。地域登録を行うと、必要な地域の情報だけを受け取ることができます。

登録はこちらから



※左のQRコードを読み取るか、  
bousai.yatsushiro-city  
@raidens2.ktaiwork.jp  
を直接入力して、空メールを送信してください。

「alert@ns2.yatsushiro.org」からメールを受信できるように設定してください。

### ◆一斉架電(電話・FAX)

事前登録した人の固定電話や携帯電話、FAXに情報を発信します。  
(危機管理課、各支所、各コミュニティセンターに申請用紙を設置しています)

問合せ  
危機管理課 ☎33-4112  
地域振興課 ☎52-2131

## 春の全国火災予防運動

期間：3月1日(火)～3月7日(月)  
標語：おうち時間 家族で点検 火の始末

毎年、3月1日から7日までの1週間、春季全国火災予防運動が行われます。冬の寒さも峠を越え、火の取扱いに対する注意が緩みがちになる春先のこの時季は、空気が乾燥し風の強い日が多いことから火災が発生しやすくなっています。火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐため各ご家庭で火の用心の徹底をお願いします。



春の全国火災予防週間 啓発ポスター



## やつしろのお雛祭り

開催期間：令和4年3月6日(日)まで  
かがみ図書館にてお雛飾り展示中です。スタンプラリーと俳句応募箱も設置されています。期間中は、市街地エリアと日奈久エリアで関連イベント実施中です。お近くにお越しの際はぜひご覧ください。

問合せ  
城下町「やつしろ」のお雛祭り実行委員会事務局  
☎37-8005



※お雛祭り限定企画  
商店街手作り教室、スタンプラリー、お雛ランチ&スイーツなどの詳細は公式ホームページまたは各コミュニティセンターに設置しているチラシをご確認ください。



# 人権擁護委員はあなたのまちの相談パートナー

## 人権擁護委員とは

人権擁護委員は、国民の基本的な人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱され活動する民間の方々に、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をボランティアで行っています。

現在、鏡町内では2名の人権擁護委員が活動しています。

## 主な活動内容

- ①常設・特設の人権相談
- ②「子どもの人権SOSミニレター」
- ③「人権の花」運動
- ④人権教室
- ⑤全国中学生人権作文コンテスト

## <常設人権相談所>

開催日：毎週月、水、金曜日  
(午前9時～午後4時)

会場：熊本地方法務局八代支局2階

## <特設人権相談所>

鏡支所においても、次回は6月に開設が予定されています。

## <人権・心配ごと相談>

開催日：毎月第1金曜日  
(午前10時～午後3時)

会場：市役所市民相談室

## 問合せ

熊本地方法務局八代支局

☎32-2654

八代市人権政策課

☎30-1711



## 新型コロナウイルス感染症対策を

オミクロン株については感染拡大の速度が非常に速く、現在、全国的に新規感染者が増加しています。高齢者や基礎疾患のある方が感染すれば重症化するリスクも高まります。

オミクロン株に対しても基本的な感染対策が有効です。

ワクチン接種済・未接種に関わらず、「マスクの着用」や「手洗い」、「3密(密接・密集・密閉)回避」、「換気」など基本的な感染対策を徹底しましょう。

また、体調不良時は外出や移動を控えるなど感染拡大防止にご協力をお願いします。

①換気の悪い  
密閉空間



②多数が集まる  
密集場所



③間近で会話や  
発声をする  
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。  
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

## 【令和4年3月】市税等の納期

◎納期限内の市税等については、コンビニ納付(24時間、手数料なし)ができますのでご利用ください。

※バーコードが印字されていない納付書、納期限(コンビニでの使用期限)を過ぎた納付書はコンビニでは使用できませんので、金融機関(ゆうちょ銀行除く)でお支払いください。

問合せ

市民環境課 ☎52-1116

市税等	期別	納期限	コンビニ納付
市県民税(特別徴収)	402期	令和4年3月10日	×
下水道使用料	2月分	令和4年3月10日	○
国民健康保険税	12期	令和4年3月31日	○
介護保険料	12期	令和4年3月31日	○
後期高齢者医療保険料	9期	令和4年3月31日	○
市営住宅家賃等	3月分	令和4年3月31日	○



人(ひと)は等(ひと)しい

『毎月11日は人権を確かめ合う日』です。

～人権いきいきふるさとづくり～